

# 岐阜県公報

第二千四百二十六号  
平成二十五年三月八日

(金曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(保健医療課) 一六〇ページ

### 告示

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定に関する告示の一部改正

(環境管理課) 一六〇

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定解除

牛の結核病の検査の実施

(同) (畜産課) 一六一

牛のブルセラ病の検査の実施

(同) (同) 一六一

牛のヨーネ病の検査の実施

(同) (同) 一六一

死亡牛の伝達性海綿状脳症の検査の実施

(同) (同) 一六二

牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、

(同) (同) 一六二

チユウザン病及び牛流行熱の検査の実施

(同) (同) 一六二

馬伝染性貧血の検査の実施

(同) (同) 一六二

豚のオーエスキー病の検査の実施

(同) (同) 一六三

家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病の検査の実施

(同) (同) 一六三

蜜蜂の腐蛆病の検査の実施

(同) (同) 一六三

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 一六四

道路の供用開始

(道路維持課) 一六四

土砂災害警戒区域の指定

(砂防課) 一六五

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 一六五

収用委員会告示

収用及び使用の裁決手続の開始決定の更生決定

(収用委員会) 一六五

公 示

火薬類取締法による指定試験機関の名称の変更

(消防課) 一六六

落札者等に関する公示

(研究開発課) 一六六

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 一六六

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 一六七

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 一六七

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業流通課) 一六七

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(同) 一六八

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(同) 一六八

落札者等に関する公示

(技術検査課) 一六九

大垣都市計画の図書の縦覧

(都市政策課) 一六九

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

平成二十五年三月八日

規 則

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三号

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別記第四十一号様式中「~~福~~」を「~~福~~」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

告 示

岐阜県告示第七号

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定に関する告示(平成二十二年岐阜県告示第四百四十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

第一号を次のように改める。

- 一 形質変更時要届出区域  
大垣市林町六丁目八〇番一の一部及び八〇番五五の一部

岐阜県告示第八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域の指定を次のとおり解除する。

平成二十五年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する区域

- 平成二十二年岐阜県告示第四百四十号により指定した区域(大垣市林町六丁目八〇番一の一部)の全部

二 指定に係る特定有害物質の名称  
ふっ素及びその化合物

岐阜県告示第九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定を次のとおり解除する。

平成二十五年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する区域

- 平成二十二年岐阜県告示第四百四十一号により指定した区域(大垣市林町六丁目八〇番一の一部及び八〇番五五の一部)のうち、大垣市林町六丁目八〇番一の一部
- 二 指定に係る特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物

岐阜県告示第百十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛の結核病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十五年三月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施の目的

牛の結核病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛のうち過去二年以内（平成二十三年度及び平成二十四年度内）に検査を受けていない牛（生後九十日未満のものを除く。） 2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛	岐阜市、高山市、各務原市、土岐市、美濃加茂市、瑞浪市、恵那市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、本巣郡、養老郡、不破郡、加茂郡、可児郡

三 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する結核病の検査方法による。

四 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のブルセラ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十五年三月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施の目的

牛のブルセラ病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後九十日未満のものを除く。） 2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛	岐阜市、高山市、各務原市、土岐市、美濃加茂市、瑞浪市、恵那市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、本巣郡、養老郡、不破郡、加茂郡、可児郡

三 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定するブルセラ病の検査方法による。

四 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のヨーネ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十五年三月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施の目的

牛のヨーネ病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後百八十日未満のものを除く。）	大垣市、関市、美濃市、羽島市、中津川市、郡上

2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛

市、飛騨市、下呂市、羽島郡、安八郡、揖斐郡、大野郡

三 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する3-1ネ病の検査方法による。

四 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり死亡牛の伝達性海綿状脳症の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十五年三月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施の目的

牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する伝達性海綿状脳症の検査方法による。

五 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十五年三月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施の目的

牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏牛（原則として最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

中和試験

五 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性貧血の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十五年三月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬
- 3 1又は2の馬と同一施設内で飼育している馬
- 4 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）による競馬に出場する馬
- 5 1から4までに該当する馬のほか、家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する馬伝染性貧血の検査方法による。

五 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚のオーエスキー病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十五年三月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施の目的

豚のオーエスキー病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖豚及び繁殖候補豚

その他、家畜保健衛生所長が特に必要と認める豚

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

エライザ法、ラテックス凝集反応法又は中和試験

五 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり、家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十五年三月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏及び種鶏候補鶏

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

1 家きんサルモネラ感染症及びマイコプラズマ病については、急速凝集反応法

2 ニューカッスル病については、赤血球凝集抑制反応法

五 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり蜜蜂の腐蛆病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十五年三月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施の目的  
蜜蜂の腐蛆病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
蜜蜂（所管家畜保健衛生所長が特に検査の必要がないと認めたものを除く。）

三 実施する区域  
県内全域

四 検査の方法  
肉眼的検査、脱脂乳による試験及び細菌学的検査

五 実施の期日  
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年三月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町万場字下前平二九七〇の二、二九七〇の二八、二九七〇の二九、二九七二の一、二九七三の一、二九七四の一、二九七四の二、二九七九の一から二九七九の九まで、二九八七の四・二九八八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二九八七の一四、二九八八の一、二九八八の三、二九八九、三〇〇三の一、三〇〇八の二、三〇〇八の三、三〇〇九の一、三〇〇九の七、三〇〇九の八

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件  
立木の伐採の方法

- (一) 立木の伐採の方法
  - 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年三月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	大平賀 富加線 停車場	加茂郡富加町大山字大山二八番一地从先から 同郡同町同字同六〇番二地先まで	100.0	平成 二五・三・八	平成 二五・三・一六

岐阜県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年三月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	一般国道	路線名	二百五十六号	区 間	加茂郡白川町上佐見字南方三六一番二地先から 同 郡 同 町 同 字 沼ノ内 五二番一地先まで	延長(メートル)	440.0	供用開始の期日	平成二十五年三月八日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)	平成二十五年三月八日
-------	------	-----	--------	-----	--	----------	-------	---------	------------	-----------------------	------------

岐阜県告示第百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
御座雑	加茂郡七宗町神測	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律

第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
御座雑	加茂郡七宗町神測	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第三号

収用及び使用の裁決手続の開始に関する告示（平成二十五年岐阜県収用委員会告示第一号）において公告した土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の規定による収用及び使用の裁決手続の開始の決定について、土地所有者の氏名及び住所の更正の決定をしたので、次のとおり公告する。

平成二十五年三月八日

岐阜県収用委員会

会長 毛利 哲 朗

### 更正決定の内容

土地登記簿権利部共有者

「四 土地所有者の氏名及び住所」中

(亡) 浅野 政元(持分一六二分の二)の法定相続人  
浅野 幸子(法定相続分三三四分の二)  
浅野 剛(法定相続分三三四分の一)

岐阜県各務原市鷺沼羽場町五丁目七番地

を

土地登記簿権利部共有者  
浅野 幸子(持分一六二分の一)

神奈川県川崎市幸区古市場一丁目四六番地  
地一〇 サニープレイス 四〇二

岐阜県各務原市鷺沼羽場町五丁目七番地

に改める。

二 更正の決定をした年月日

平成二十五年二月二十一日

公 示

火薬類取締法による指定試験機関の名称の変更

火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第四十五条の七第二項の規定により、指定試験機関から名称の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十五年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定試験機関の名称

社団法人全国火薬類保安協会

二 変更後の指定試験機関の名称

公益社団法人全国火薬類保安協会

三 変更の年月日

平成二十五年四月一日

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成十七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十五年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

1 特定役務の名称及び数量 岐阜県科学技術ネットワークサービス提供業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成24年12月28日

4 落札者を決定した日 平成25年2月7日

5 落札者の住所及び氏名 大垣市加賀野4丁目1番地の9  
共立コンピュータサービス株式会社

取締役社長 土屋 良郎

6 落札金額 24,696,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県総合企画部研究開発課

(2) 所在地 岐阜市数田町2丁目1番1号

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年二月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人飛騨市ふれあい協議会
- 三 代表者の氏名 谷邊 弘之
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県飛騨市古川町袈裟丸八一一番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、スポーツを愛好する者に対してスポーツ振興に関する事業を行い、もってこの地域の振興ならびに健全な青少年育成・指導者育成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年三月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年二月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ウエルビーイング
- 三 代表者の氏名 山岸 浩史
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市城東通四丁目二九番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある方に対し日中活動の場を提供し、障害のある方とその家族に対し、地域生活を送るためのサービスを提供するとともに、併せて障害のある方と市民が共生するまちづくりと地域福祉の増進により社会全体の利益に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十五年三月八日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの  
(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定期日
ふれあい薬局 郡上薬局	岐阜市神室町四丁目二九番地三 小川ビル一階 郡上市八幡町大正町五六	精神通院 精神通院	平成 二五・三・一 平成 二五・三・一

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十五年三月八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年三月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 届出年月日 平成二十五年二月二十七日
- 二 届出者の氏名又は名称 株式会社三心
- 三 建物の名称及び所在地 (仮称) スーパー三心可児店  
可児市土田字往還北二五四番二七 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十五年十月二十八日

五 店舗面積

一、七三四平方メートル

六 駐車場の収容台数

一五四台

七 荷さばき施設の面積

一七〇平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十五年三月八日から岐阜県商工労働部商業流通課においては四月間、岐阜振興局においては平成二十五年三月三十一日までの間縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年二月十九日

二 届出者の氏名又は名称  
オリックス株式会社

三 建物の名称及び所在地  
（仮称）マックスバリュ岐阜元町店  
岐阜市元町一丁目一〇番一 外

四 変更しようとする事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前八時

（変更後）午前七時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前七時三〇分～午後一時三〇分

（変更後）午前六時三〇分～午後一時三〇分

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年三月八日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十五年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら北一色店

岐阜市北一色六丁目二〇番七 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年三月八日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十五年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

ケンキー菓商店

瑞穂市田之上字倉町二三七番一 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成二十五年三月八日

岐阜県知事 古田 肇

1 特定役務の名称及び数量 岐阜県設計積算システム移行・運用管理業務委託 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成25年1月4日

4 落札者を決定した日 平成25年2月15日

5 落札者の氏名及び住所 東京都品川区東五反田1 11 15

株式会社エスエスイー

代表取締役 檀本 宗義

6 落札金額 131,890,500円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 部署の名称 岐阜県県土整備部技術検査課

(2) 所在地 岐阜市藪田南2丁目1番1号

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第四号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年三月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画第一種市街地再開発事業

大垣駅南街区第一種市街地再開発事業

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

平成二十五年三月八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社